

平成29年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要

1. 収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
歳 入	国 民 健 康 保 険 税	1,165,698	1,236,196	△70,498
	国 庫 支 出 金	1,846,987	1,853,241	△6,254
	療 養 給 付 費 等 交 付 金	121,033	259,306	△138,273
	前 期 高 齢 者 交 付 金	2,447,874	2,113,736	334,138
	道 支 出 金	421,942	436,479	△14,537
	共 同 事 業 交 付 金	1,729,632	1,776,488	△46,856
	繰 入 金	771,354	881,248	△109,894
	諸 収 入	7,372	10,246	△2,874
歳 入 合 計		8,511,892	8,566,940	△55,048
歳 出	総 務 費	201,674	165,735	35,939
	保 険 給 付 費	5,127,569	5,075,036	52,533
	後 期 高 齢 者 支 援 金	813,982	851,488	△37,506
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,032	611	2,421
	老 人 保 健 拠 出 金	15	24	△9
	介 護 納 付 金	329,763	295,820	33,943
	共 同 事 業 拠 出 金	1,790,526	1,882,982	△92,456
	保 健 事 業 費	61,811	63,726	△1,915
	公 債 費	949	709	240
	諸 支 出 金	97,720	43,400	54,320
	前 年 度 繰 上 充 用 金	471,759	659,168	△187,409
歳 出 合 計		8,898,800	9,038,699	△139,899
収 支	収 支 (歳入歳出差引)	△386,908	△471,759	84,851
	単年度収支 (繰上充用除く)	84,851	187,409	△102,558
	収 支 (赤字補填除く)	△546,908	△731,759	184,851
	単年度収支 (赤字補填除く)	△75,149	△72,591	△2,558

2. 歳入の状況

国民健康保険税

【1,165,698 千円、前年度比△70,498 千円】

■国民健康保険税の内訳

(単位: 千円)

			平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	798,917	833,729	△34,812
		後期高齢者支援金分	208,389	216,249	△7,860
		介護納付金分	75,250	80,332	△5,082
		計	1,082,556	1,130,310	△47,754
	滞納繰越分	医療給付費分	50,784	53,263	△2,479
		後期高齢者支援金分	10,360	10,602	△242
		介護納付金分	6,231	6,383	△152
		計	67,375	70,248	△2,873
	一般被保険者分計		1,149,931	1,200,558	△50,627
退職被保険者分	現年課税分	医療給付費分	9,636	22,234	△12,598
		後期高齢者支援金分	2,498	5,716	△3,218
		介護納付金分	2,675	6,205	△3,530
		計	14,809	34,155	△19,346
	滞納繰越分	医療給付費分	668	1,047	△379
		後期高齢者支援金分	135	212	△77
		介護納付金分	155	224	△69
		計	958	1,483	△525
	退職被保険者分計		15,767	35,638	△19,871
合 計		1,165,698	1,236,196	△70,498	

■収納率

(単位: 千円)

	平成 29 年度 調定額	平成 29 年度 収納額	平成 29 年度 収納率	平成 28 年度 収納率	比 較
現年課税分	1,173,300	1,097,365	93.5%	92.8%	0.7%
滞納繰越分	802,541	68,333	8.5%	8.4%	0.1%
計	1,975,841	1,165,698	59.0%	58.6%	0.4%

国庫支出金 【1,846,987 千円、前年度比△6,254 千円】

- ◆療養給付費等負担金 1,196,128 千円（前年度比△4,464 千円）
- ◆高額医療費共同事業負担金 47,925 千円（前年度比△11,789 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,457 千円（前年度比△262 千円）
- ◆財政調整交付金 578,747 千円（前年度比△9,697 千円）
- ◆その他 20,730 千円（前年度比 19,958 千円）

療養給付費等交付金 【121,033 千円、前年度比△138,273 千円】

前期高齢者交付金 【2,447,874 千円、前年度比 334,138 千円】

道支出金 【421,942 千円、前年度比△14,537 千円】

- ◆高額医療費共同事業負担金 47,925 千円（前年度比△11,789 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,457 千円（前年度比△262 千円）
- ◆北海道国民健康保険調整交付金 370,560 千円（前年度比△2,486 千円）

共同事業交付金 【1,729,632 千円、前年度比△46,856 千円】

繰入金 【771,354 千円、前年度比△109,894 千円】

繰入金の内訳

（単位：千円）

		平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
法定内繰入	保険基盤安定制度分	370,673	373,931	△3,258
	国保財政安定化支援事業分	75,409	73,483	1,926
	事務費分	139,044	141,029	△1,985
	出産育児一時金分	15,000	21,840	△6,840
法定外繰入	赤字補填分	160,000	260,000	△100,000
	その他	11,228	10,965	263
計		771,354	881,248	△109,894

諸収入 【7,372 千円、前年度比△2,874 千円】

3. 歳出の状況

総務費 【201,674 千円、前年度比 35,939 千円】

- ◆事務費等 62,677 千円（前年度比 32,322 千円）
- ◆職員人件費 106,785 千円（前年度比 1,453 千円）
- ◆北海道国保連合会負担金 2,290 千円（前年度比△147 千円）
- ◆運営協議会費 301 千円（前年度比 138 千円）
- ◆医療費適正化特別対策事業費 18,869 千円（前年度比 2,008 千円）
- ◆収納率向上特別対策事業費 10,752 千円（前年度比 165 千円）

■医療費通知の送付 3,157 千円（前年度比 335 千円）

医療費通知の送付	圧着ハガキ形式により医療費通知を送付した。 ・実施回数：年 6 回 ・送付枚数：43,283 通
----------	--

■診療報酬明細書及び療養費支給申請書の点検 11,835 千円（前年度比△9 千円）

診療報酬明細書の点検 (9,891 千円)	診療報酬明細書（レセプト）の内容点検や被保険者の資格点検等を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・点検処理件数：227,615 件
柔道整復師施術療養費支給申請書の点検 (1,944 千円)	柔道整復師施術療養費支給申請書の内容点検を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・照会状発送件数：1,476 件 ・点検処理実施件数：986 件

■ジェネリック医薬品の利用促進 1,075 千円（前年度比△57 千円）

ジェネリック利用促進シールの配付 (318 千円)	保険証の更新時に併せて被保険者全員に配付した。また、新規加入者にはその都度窓口で配付した。 ・配付枚数：約 10,500 枚
ジェネリック利用差額通知の送付 (757 千円)	後発医薬品に切替えた場合の差額が 200 円以上見込まれる被保険者に差額通知書及びリーフレットを送付した。 ・対象データ：H29 年 3 月～7 月に処方された薬剤料 ・実施回数：年 5 回 ・差額通知書：2,491 件
年間数量シェア (各年度 6 月～5 月審査分)	H29：72.1%（全道平均 73.3%） H28：68.8%（全道平均 71.8%）

保険給付費**【5,127,569 千円、前年度比 52,533 千円】****■保険給付費の内訳**

(単位:千円)

		平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,354,721	4,211,826	142,895
	退職被保険者療養給付費	56,967	153,011	△96,044
	一般被保険者療養費	30,915	30,554	361
	退職被保険者療養費	540	2,289	△1,749
	審査支払手数料	10,177	10,615	△438
高額療養費	一般被保険者高額療養費	646,500	608,298	38,202
	退職被保険者高額療養費	10,660	35,454	△24,794
	一般高額介護合算療養費	245	350	△105
出産育児諸費	出産育児一時金	15,084	20,919	△5,835
葬祭諸費	葬祭費	1,760	1,720	40
合 計		5,127,569	5,075,036	52,533

後期高齢者支援金**【813,982 千円、前年度比△37,506 千円】****前期高齢者納付金****【3,032 千円、前年度比 2,421 千円】****老人保健拠出金****【15 千円、前年度比△9 千円】****介護納付金****【329,763 千円、前年度比 33,943 千円】****共同事業拠出金****【1,790,526 千円、前年度比△92,456 千円】**

保健事業費

【61,811 千円、前年度比△1,915 千円】

◆特定健康診査等事業費 20,068 千円（前年度比△4 千円）

◆特定保健指導事業費 1,885 千円（前年度比△159 千円）

■特定健診の受診率向上対策 5,032 千円（前年度比△291 千円）

①40 歳の受診勧奨 (18 千円)	健診コーディネート 40（フォーティ）事業 ・特定健診対象初年齢となる 40 歳を受診勧奨の重点年齢と位置づけ、がん検診無料クーポン券やドック助成事業を含めた様々な健診内容や受診方法を案内し、対象者の希望に合わせた組み合わせを提案した。 ・対象者数：150 人 ・健診受診者：15 人
②特定健診未受診者 (過年度) への受診勧奨 (4,337 千円)	下記の対象者に往復ハガキによる受診勧奨及び電話勧奨を実施した。 ・対象者：①(1)平成 27 年度若しくは 28 年度に新たに加入し受診勧奨時まで受診したことがない者 (2)平成 24 年度から 28 年度までの間で、27 年度のみ受診している者 ②40 歳の受診勧奨対象者のうち受診していない者 ・送付枚数：①1,365 通、②115 通 ・架電通話数：1,142 件
③特定健診未受診者 (当年度) への受診勧奨 (677 千円)	特定健診未受診者に受診勧奨通知及びリーフレットを送付した。(上記①、②を除く) ・対象者：平成 29 年 11 月末時点における未受診者 ・送付枚数：6,930 通

■特定健診受診率

	平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
対象者数	10,271 人	10,654 人	△383 人
受診者数	2,521 人	2,655 人	△134 人
受診率	24.5%	24.9%	△0.4%

※平成 29 年度は H30 年 7 月末時点数値

■特定保健指導実施率

	平成 29 年度	平成 28 年度	比 較
対象者数	290 人	317 人	△27 人
実施者数	87 人	118 人	△31 人
実施率	30.0%	37.2%	△7.2%

※平成 29 年度は H30 年 7 月末時点数値

◆疾病予防費 39,858 千円（前年度比△1,752 千円）

■ドック検査費用の一部助成 13,365 千円（前年度比 211 千円）

脳ドック検査費用の一部助成	脳ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：700 人・申請者：1,118 人・受診券発行者：752 人 ・受診者数：681 人・受診率：90.6%
人間ドック検査費用の一部助成	人間ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：200 人・申請者：790 人・受診券発行者：251 人 ・受診者数：210 人・受診率：83.7%

■糖尿病性腎症重症化予防事業 3,413 千円（前年度比△852 千円）

糖尿病等重症化予防プログラムの実施	生活習慣が原因で、糖尿病の重症化が危惧される方に、専門職による 6 ヶ月間の指導プログラムを実施した。 ・対象者数：128 人 ・参加者：3 人
-------------------	---

公債費 【949 千円、前年度比 240 千円】

諸支出金 【97,720 千円、前年度比 54,320 千円】

◆償還金及び還付加算金 69,491 千円（前年度比 54,685 千円）

◆繰出金 28,229 千円（前年度比△365 千円）

前年度繰上充用金 【471,759 千円、前年度比△187,409 千円】

主な用語の解説

【歳入】

1 国民健康保険税

その年度（４月～翌年３月）ごとに決められ、毎年４月１日時点で国民健康保険に加入している人に割り当てられる。

保険税の総額を所得割、均等割及び平等割に割り振り、世帯の保険税額が決められる。

2 療養給付費等負担金（国庫支出金）

一般被保険者の保険給付費の合算額（療養給付、療養費及び高額療養費）から保険基盤安定繰入金の 1/2 及び前期高齢者交付金を控除した額の 32%が交付される。

また、国から老人保健医療費拠出金分、後期高齢者支援金分、前期高齢者納付金分、介護納付金分の納付に要する保険者負担額の 32%（過年度分はその時点の負担率）が交付される。

3 高額医療費共同事業負担金（国庫支出金・道支出金）

高額医療費共同事業の費用に充てるため、国（1/4）、道（1/4）から交付されるもので、この負担金に市（1/2）負担分を合せ、高額医療費共同事業拠出金として国保連合会に支出している。

※高額医療費共同事業：【歳入】 9 (1) 高額医療費共同事業交付金を参照

4 特定健康診査等負担金（国庫支出金・道支出金）

高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に、平成 20 年 4 月から各医療保険の保険者に義務付けられた特定健康診査等に係る費用の一部を国・道が負担するもの。
（負担割合：国 1/3・道 1/3）

5 財政調整交付金（国庫支出金）

（１）普通調整交付金

一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額（調整対象収入額）が一般被保険者に係る療養の給付費の保険者負担金額、療養費支給等を考慮して算出する額（調整対象需要額）に満たない市町村に対し、その衡平に満たない額を補うことにより、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付される。

（２）特別調整交付金

画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では、措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して国から交付される。

6 療養給付費交付金

退職被保険者等の医療給付費及び退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は、退職被保険者等に係る国保税及び被用者保険等保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われることになっており、診療報酬支払基金から交付される。

7 前期高齢者交付金

高齢者の医療の確保に関する法律第 32 条の規定により交付される交付金で、65 歳から 74 歳までの前期高齢者は、国保や被用者保険など各々の医療保険制度で医療を受けているが、国保には退職者が大量に加入することで、被用者保険など他の制度との間で前期高齢者に係る医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整するため各制度の 75 歳未満の加入者数に応じて、前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うもので、診療報酬支払基金から交付される。

8 北海道国民健康保険調整交付金（道支出金）

（1）普通調整交付金

地域の実情に応じた国保財政の安定化を図る視点に立って、道内保険者間の国保財政の不均衡を是正するため、医療費水準及び所得水準の実情に基づき、一定の算式により調整を行ったうえで道から交付される。

（2）特別調整交付金

地域の実情に応じた国保財政安定化のための取組みの促進や、きめ細かい調整を行うため、国の特別調整交付金の交付対象項目の「上乗せ横出し」や道独自の交付対象項目を設け、道から交付される。

9 共同事業交付金

（1）高額医療費共同事業交付金

国保連合会が事業主となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者が同一月内にそれぞれひとつの病院等で受けた療養費が 80 万円を超えるレセプトの 80 万円を超えた部分に 100 分の 59 を乗じて得た金額が国保連合会から交付される。

なお、この財源は、市町村国保からの高額医療費共同事業拠出金で賄われている。

（2）保険財政共同安定化事業交付金

医療制度改革により、平成 18 年 10 月に新たに実施された事業で、道内の市町村国保間の保険料（税）の平準化、財政の安定を図るため、市町村国保からの保険財政共同安定化事業拠出金を財源に、療養の給付に要する費用等について、30 万円を超えるレセプトの 8 万円を超え 80 万円までの部分の総額の 100 分の 59 に相当する額から、高額医療費共同事業交付金の交付額を減じた額が国保連合会から交付される。

なお、27 年度より対象となる医療費はすべての医療費に拡大された。

10 繰入金

(1) 保険基盤安定制度分（保険税軽減分）

国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計から繰入れるもの。財源として道が 3/4、市が 1/4 を負担している。

(2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分）

保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じ平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援することにより、中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に国保特別会計へ繰入れるもの。財源として国が 1/2、道が 1/4、市が 1/4 を負担している。

(3) 国保財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために一般会計から繰入れるもので、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることから、年齢構成による一人当たり医療費差額に高齢被保険者数（60 歳以上 75 歳未満）を乗じ、高齢被保険者数の割合による補正を行った額の一定割合を繰入れる。

(4) 出産育児一時金分

出産育児一時金に係る費用の 2/3 を市負担分として、一般会計から繰入れるもの。

【歳 出】

1 保険給付費

(1) 療養給付費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対する保険者負担の費用

(2) 療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対し療養の給付を受けないもの（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸等）の費用及び資格証明書交付者等（10 割受診者）への保険者負担費用

(3) 審査支払手数料

療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては、国保連合会が行っており、その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費用

(4) 高額療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の保険者負担費用

(5) 高額介護合算療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分の保険者負担費用

(6) 移送費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で、災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担費用

(7) 出産育児一時金

国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金 42 万円（一子につき）を支給する費用

(8) 葬祭費

国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費 2 万円を支給する費用

2 後期高齢者支援金

後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもの。

3 前期高齢者納付金

各保険者が各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定した額を負担する。つまり、当該負担額が当該保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が交付金として交付され、高い場合はその差額につき納付金を診療報酬支払基金に納付する。

4 老人保健拠出金

老人保健医療費の財源として診療報酬支払基金が交付する交付金の財源となる拠出金としての費用。平成 21 年度以降は過年度精算とそれに係る事務費となる。

5 介護納付金

介護保険の財源として、各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用

6 共同事業拠出金

(1) 高額医療費共同事業拠出金

高額医療費共同事業負担金の財源として国保連合会に拠出する費用。財源として国が 1/4、道が 1/4、市が 1/2 を負担している。

(2) 保険財政共同安定化事業拠出金

保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用